

小規模保育事業 整備事業者募集要項

令和2年度整備

令和2年6月
千葉市こども未来局
こども未来部幼保支援課

目次

| | |
|----------------------------|----|
| はじめに | 2 |
| 1 募集の概要について | 2 |
| (1) 小規模保育事業とは | 2 |
| (2) 募集区分及び募集地域 | 3 |
| (3) 整備時期 | 4 |
| 2 小規模保育事業の設置について | 4 |
| (1) 運営主体 | 4 |
| (2) 整備条件 | 4 |
| (3) 定員 | 5 |
| 3 施設整備について | 5 |
| (1) 施設整備について | 5 |
| (2) 調理設備 | 6 |
| (3) 屋外遊戯場 | 6 |
| (4) 送迎車用駐車場及び駐輪場 | 6 |
| 4 小規模保育事業の運営について | 6 |
| (1) 保育内容 | 6 |
| (2) 保育所等との連携 | 6 |
| (3) 開園時間 | 7 |
| (4) 休園日 | 7 |
| (5) 給食 | 7 |
| (6) 経理 | 8 |
| (7) 通常保育以外の保育サービス | 8 |
| (8) 苦情処理 | 8 |
| (9) 個人情報の保護について | 8 |
| (10) その他の注意事項 | 8 |
| 5 職員配置について | 9 |
| 6 申請手続きについて | 9 |
| (1) 応募資格 | 9 |
| (2) 申請手続き | 9 |
| (3) 事前相談・質問等 | 9 |
| (4) 応募及び整備スケジュール | 10 |
| (5) ヒアリング等について | 10 |
| (6) その他 | 10 |
| 7 補助制度等について | 11 |
| (1) 小規模保育事業整備の補助制度 | 11 |
| (2) 小規模保育事業の運営に係る補助金 | 11 |
| 8 研修について | 12 |
| 9 選考について | 12 |
| (1) 選考基準 | 12 |
| (2) 選考方法について | 13 |
| 10 その他 | 13 |

はじめに

今回の募集は、平成27年4月から施行された「子ども・子育て支援新制度」の枠組みのもと、原則として、令和3年4月1日までの開園に向けた、小規模保育事業認可及び整備補助金交付の審査に係る申請について受け付けるものです。

小規模保育事業の設置を希望する方は、本要項、添付資料及び、児童福祉法、千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）等の関係法令・規程を熟読の上、本市との事前協議を行ってください。

※ 令和3年までの開園に向けた小規模保育事業の整備については、この募集に応募できなかった場合でも、自主整備による設置に限り、審査の機会を設ける可能性があります。ただし、この募集に応募しない場合には、10月頃から開始予定の令和3年4月入所申込に係る児童の斡旋については、行うことができない可能性があります。

募集スケジュール（予定）

自主整備型

ア 募集期間 令和2年9月頃から令和2年11月頃まで

イ 審査結果通知 令和3年1月頃

※今回の募集の応募状況によっては、募集しない可能性があります。

1 募集の概要について

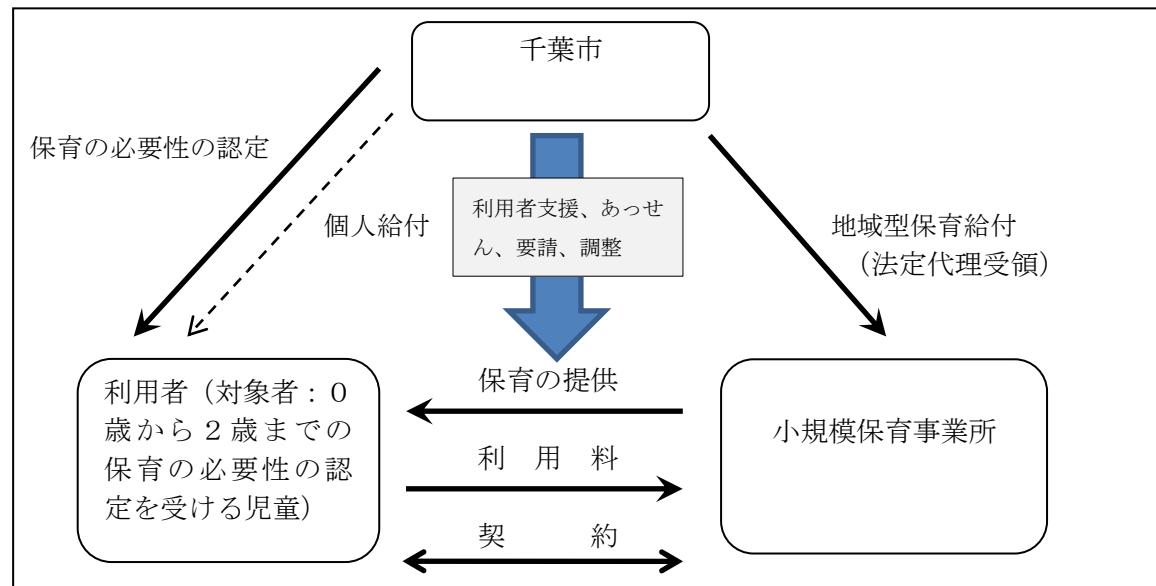
(1) 小規模保育事業とは

小規模保育事業は、「子ども・子育て支援新制度」に位置付けられた**3歳未満児を対象とした定員規模6人以上19人以下の比較的小規模で家庭的保育事業**に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施するものです。

また、多様な事業からの移行を想定し、A型（保育園に近い類型）、C型（従来のグループ型小規模保育に近い類型）、B型（中間型）の3類型を設け認可基準を設定します。

※小規模保育事業の名称は、県内に同一名称の認可事業所がないことのほか、既存施設の名称と同じ語句が含まれるなど、紛らわしい名称でないことを条件とします。また、小規模保育事業は認可保育所と異なることから、開設する事業所の名称に「○○保育園」とつけることは避けてください。（同様の理由により、「保育所」、「保育ルーム」、「託児」等の名称は使用しないでください。）

小規模保育事業利用の仕組み



小規模保育事業所では入所児童の利用調整を市が行いますが、定員数までの児童の入所を保証するものではありません。

(2) 募集区分及び募集地域

| 区分 | 概要 | か所数 | 対象 | 地域 | 整備の目安 |
|-------|--|-------------------------|----------------|---|---|
| 補助型※1 | 市から補助金を受け、基準を満たすための改修等を実施し、小規模保育事業を開始するもの。 (A型又はB型) | 5か所 (地域ごとに1か所) ※2 | 法人格を有する事 ※3 | 【JR 海浜幕張駅周辺】 ひび野・打瀬・中瀬・若葉3丁目のみ。 【JR 檜見川浜駅周辺】 駅から概ね1km以内。 【JR 舞田駅周辺】 外房線より北側については駅から概ね1km以内。 外房線より南側については駅から半径500m以内。 【JR 鎌取駅周辺】 駅から半径500m以内で、外房線より北側のみ。 【JR 東千葉駅周辺】 駅から半径500m以内で、モノレールより東側のみ。 | 10人以上 19人以下 |
| 自主整備型 | 事業者の自主整備により、基準を満たすための改修等を実施し、小規模保育事業を開始するもの。 | 制限なし | 制限なし | 補助型と同様※4 | 6人以上 19人以下 (C型は 6人以上 10人以下 とする。) |

- ※1 同一法人による補助型への複数申請は事前に市と協議し、認められた場合は可能とします。また、補助型を活用する場合は、令和2年度中の着手・完成及び令和3年4月の開園が必要です。
- ※2 補助型について、募集か所数を超える応募があった場合は、選考の上、選定します。ただし、直近の保育需要の動向を踏まえ、1地域で複数選定する場合があります。
- ※3 これから法人格を取得する場合は、補助金交付申請時までに法人を設立する場合にのみ、対象となります。
- ※4 整備予定地周辺の需要等の状況によっては、応募可能とする場合がありますので、上記以外の地域での整備を希望する場合は、ご相談ください。

【注意事項】

- ※ 各地域において、補助型と自主整備型を合わせて保育需要の見込みを上回る応募があった場合には、合わせて選考をすることがあります。
- ※ 補助型・自主整備型を問わず、既存の保育施設からの距離によっては、事業計画の見直しを求める場合があります。
- ※ 補助型・自主整備型を問わず、整備予定地から一定の範囲内（風俗営業等を実施する施設の種類により異なる）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける施設が存在し、ビルの所有者や店舗事業者から施設設置の同意が得られない等、環境の改善が見込まれない場合には、児童の育成環境としての適性を勘案して、当該整備予定地での整備を認めないことがあります。
- ※ 補助型・自主整備型を問わず、整備予定地周辺における需要見込みについては事業者の責任でご判断ください。なお、幼保運営課のホームページにおいて、施設・事業所ごとの直近の入所児童数及び入所待ち児童数を公表しておりますので、ご活用ください。

(<http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/unei/nyuusyomatitiran.html>)。

(3) 整備時期

小規模保育事業としての開園は、令和3年4月1日に行うこととします。(補助型は厳守。自主整備型で令和3年4月より前の開園を希望する場合は応相談とします。)

2 小規模保育事業の設置について

(1) 運営主体

ア 補助型

- (ア) 別添1に示す要件を満たす、社会福祉法人、学校法人、株式会社等の法人格を有する者又は補助金交付申請時までに法人格を有することができると見込まれる者（政治的な目的のために結成された法人を除く。）。
- (イ) 申請者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき、税及び各種利用料を滞納しているとき、などに該当しないこと。

イ 自主整備型

- (ア) 制限なし（個人でも可）。
- (イ) 申請者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき、税及び各種利用料を滞納しているとき、などに該当しないこと。

(2) 整備条件

ア 整備にあたっては、以下に該当すること

- (ア) 小規模保育事業運営主体が、事業用地および建物につき、所有している又は貸与を受けていること（見込みを含む）。
- (イ) 貸与を受けている土地又は建物については、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、登記を行わないことができる。（ただし、新設の社会福祉法人及び国の規定する社会福祉事業を実施していない社会福祉法人にあたっては、aをのぞく。）
 - a 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上であるとき。
 - b 貸主が地方住宅公社等信用力の高い者であるとき。

イ 抵当権が設定されている自己所有物件の活用について

以下の条件をすべて満たす場合に限り、抵当権が設定された自己所有物件の活用を認める場合がありますので、御相談ください。

- (ア) 抵当権が抹消される具体的な見込みがあること。（根抵当は不可。）
- (イ) 当該物件に対し、新たに抵当権を設定しないこと。

ウ 保育所保育指針に則った保育を実施できる環境を整備すること。

特に補助型の場合は、以下の整備内容を取り入れること。自主整備型の場合も、取り入れるよう努めること。

- ・各保育室内に手洗い器を設置すること。
- ・保育室の照明器具や窓ガラス等について、飛散防止処理を施すこと。
- ・大人用とは別に児童専用のトイレ（児童用のサイズのもの）を設けること。
- ・原則として、各保育室からの2方向の避難経路を確保すること。
- ・児童及び職員の動線に配慮した設計とすること。
- ・沐浴が可能な環境を整えること。
- ・その他、指つめ防止、落下・転落防止策、建具などの面取り、転倒・感電防止処理、階段などの安全対策、飛び出しや不審者侵入対策など。

エ 補助型の場合は、原則として一般競争入札により工事業者の決定を行っていたくなど、千葉市契約規則等を踏まえ、市の指定する方法によるものとします。

- ・原則として、入札に参加できる者は、千葉市入札参加資格者名簿に登載されている市内業者及び準市内業者とする。
- ・入札は、申請者及び申請者と資本若しくは人事面において関連があるものは参加できないものとする。また、第一回目の入札は、前者に加え、本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関

連があるものも参加できないものとする。

(3) 定員

就学前児童（**0歳から2歳児**）を対象とし、A型及びB型の定員は10人以上19人以下（自主整備型は6人以上19人以下とする）、C型の定員は6人以上10人以下とすること。

※ 近隣の入所待ち児童の状況等により定員の調整をお願いすることがあります。

※ **設定された定員までの児童の入所を約束するものではありません。**

※ 施設に余裕がある場合、定員の弾力化による保育を行っていただくことがあります。

3 施設整備について

(1) 施設整備について

別添2のとおり。なお、保育室等を2階以上に設置する場合は、別添3の基準も満たすこと。

とりわけ、次の要件に合致すること。

ア 新耐震基準（昭和56年6月施行）に基づく建物であること。（耐震診断や耐震改修工事等により耐震基準を満たすことが確認された場合を含む。）

イ 建築確認済証及び検査済証の交付を受けている建物であること。検査済証の交付を受けていない建物の場合は、以下によること。

(ア) 施設の延床面積が200m²以下の場合は、建築確認申請時の設計図書一式を基に、国土交通省のガイドラインに従い、民間の指定確認検査機関が実施する遵法性調査の結果により、建築基準法及び関係法令に適合していることが保障されていること。

(イ) 施設の延床面積が200m²を超える場合、認可予定者として決定された後、すみやかに建物用途を建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）における「特殊建築物（保育所）」に変更すること。なお、現在、当該建物を保育施設として利用しており、かつ、用途が保育所でない場合には、上記の遵法性調査の結果により、建築基準法及び関係法令に適合していることが保障されていること。ただし、詳細については図面にて協議すること。

※ 原則として、建築確認を行っていない建物である場合には、遵法性調査の結果によらず、不可とします。

ウ 検査済証の交付を受けている建物の場合は、以下によること。

(ア) 建物用途が建築基準法における「特殊建築物（保育所）」でない場合で、施設の延床面積が200m²以下のときは、建築基準法の単体規定について、当該施設が特殊建築物（保育所）に適合するか、建築士に確認し、規定に適合する旨の当該建築士による判定書（様式任意。チェックリスト形式が望ましい。）を提出すること。

(イ) 建物用途が建築基準法における「特殊建築物（保育所）」でない場合で、施設の延床面積が200m²を超えるときは、認可予定者として決定された後、すみやかに建物用途を建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）における「特殊建築物（保育所）」に変更すること。なお、現在、当該建物を保育施設として利用しており、かつ、用途が保育所でない場合には、上記の遵法性調査の結果により、建築基準法及び関係法令に適合していることが保障されていること。ただし、詳細については図面にて協議すること。

エ 市街化調整区域において、整備する場合は、施設用建物の新設・既存建物の転用を問わず、応募前に宅地課と協議すること。

オ 新型コロナウイルス感染拡大により、全国的に人材・資材不足が懸念されます。資材の需給状況を踏まえ、確実な調達先を確保する等、工期に支障のないよう計画とし、令和3年4月の開所に遅れが生じないようご注意ください。

(2) 調理設備

安全衛生面に配慮した上で、定員に見合う設備及び面積を有した調理設備を設けること。保育室を3階以上に設ける場合は、調理室と他の区画とが特定防火設備で区画されていること。

※ 連携施設等からの搬入により提供することも可能。その場合、加熱、保存等の調理機能を有すること。(市への事前協議が必要となります。)

なお、搬入を行う場合であっても、搬入先においても原則として検食及び調理済み食品の保存が必要であるため、冷凍設備を設けること。

(3) 屋外遊戯場

ア 実施事業所敷地内に満2歳以上の幼児一人につき3.3m²以上の屋外遊戯場があること。ただし、同一敷地内に確保が困難な場合は、これに代わるべき公園等があること。その場合、当該公園等に公衆便所・手洗い場があり(近隣店舗等の設備を利用する場合は、応相談とする)、児童の歩行速度で徒歩10分程度の距離で、かつ、移動にあたり、複数の職員を同伴させる等、安全が確保されていること。また、可能な限り、砂遊び・水遊びができる環境を敷地内に確保すること。

イ 上記屋外遊戯場に代わるべき公園等に関する移動距離、安全管理その他の事項については、計画を立てた上で、「屋外活動に関する計画書(様式第16号)」を提出すること。

(4) 送迎車用駐車場及び駐輪場

近隣の状況を考慮して必要な台数のスペースを確保することとし、敷地内に設ける場合は、安全な進入路の確保に努めること。確保しない場合は、車による送迎を禁止するなど、近隣とのトラブルを防止すること。

4 小規模保育事業の運営について

(1) 保育内容

ア 保育内容については、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)を遵守し、全体的な計画及びこれに基づく各年齢の指導計画を作成、実施すること。

イ 管理者予定者が、保育所保育指針の内容について熟知していること。なお、平成30年度から適用されている改正後の指針を十分に理解し、実践できる必要があること。

(2) 保育所等との連携

小規模かつ0~2歳児までの事業であるため、①保育内容の支援(合同保育、園庭開放、行事参加等)、②代替保育、③卒園後の受け皿としての役割を担う認定こども園、認可保育園、幼稚園のいずれかの施設と連携すること。連携内容等については、別添6のとおり。

※ ただし、③については、制度施行時の経過措置により、経過措置期間中は設定しなくとも良いこととされていることに留意。③を設定しない場合は、今後の市の調整方針に従うこと。特に、3歳以上児に空きのない保育所や、長時間預かり保育未実施の幼稚園などを連携施設とする場合は、当該施設が卒園後の受け皿となることが困難な場合がある。なお、経過措置終了後の本市の運用は現在検討中であり、決定次第お知らせする予定。

※ 連携施設として公立保育所を希望する場合(近隣の民間施設との連携ができない場合、又は近隣に民間施設がない場合に限る)は、当該保育所の施設状況等によっては連携先となれない場合があるため、必ず事前に申し出ること。

(3) 開園時間

ア 補助型

開園時間は11時間以上とし、保育標準時間（11時間）と、保育短時間（8時間）を設定すること。

※ 保護者の就労状況等により、11時間までの保育を受けられる「保育標準時間認定」と、8時間までの保育を受けられる「保育短時間認定」の2種類の認定が存在します。

なお、市内公立保育所・民間保育園は以下の時間を基本としています。

- ・保育標準時間（月～土） 7：00～18：00
- ・保育短時間（月～土） 9：00～17：00
- ・延長保育時間（保育標準時間・月～金） 18：00～20：00
- ・延長保育時間（保育短時間・月～金） 7：00～9：00、
17：00～20：00

イ 自主整備型

8時間以上の開所時間とすること。ただし、開園時間を8時間のみとする場合、保育短時間（8時間の保育）を希望する児童の利用調整のみとなることに留意すること。

※ 通常の保育時間以外の保育（＝延長保育）については、本市の延長保育事業の枠組みのもと、実施すること。なお、2時間以上の延長保育は必須ではありませんが、可能な限り実施をご検討ください。

(4) 休園日

原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から31日まで並びに1月2日及び1月3日）を休園日とするが、当該日を開園日とし、休日保育（休日保育加算の枠組みで実施するものに限る。）を実施することも構わない。

なお、幼稚園が、将来認定こども園に移行することを前提に、連携施設（卒園後の受け皿も含む）となり、当該幼稚園を運営する学校法人が小規模保育事業を実施する場合であって、土曜日及びお盆期間中（3日以内とする）に利用希望がない等の場合、当該期間を休園とする等、弾力的に運用することが可能ですのでご相談ください。（ただし、給付費が一定割合減算されます。）

(5) 給食

月～金曜日は給食（離乳食については土曜日も給食を行う）とし、原則事業所内で当日調理すること。ただし、連携施設からの外部搬入を行う場合はこの限りでない。また、千葉市の定める「家庭的保育事業等食事提供マニュアル」及び「保育所栄養士ハンドブック」の内容（検食を保存する等）に基づき調理を実施すること。

なお、以下の点に留意すること。

- ・給食費は公定価格（給付費及び利用料の合計額）に含まれるため、利用者から給食費を徴収しないこと。
- ・ミルク代は公定価格に含まれるため、利用者からミルク代を徴収したり、ミルクの持参を求めたりしないこと。

※ 連携施設からの搬入を行う場合は、事前に千葉市と協議すること。なお、小規模保育事業の設置法人と異なる法人が運営する施設から給食を搬入する場合、搬入元が営業許可を取得する必要があるので、保健所食品安全課にも相談すること。

※ 事業所内での調理業務を委託する場合は、受託先が営業許可を取得する必要があるので、保健所食品安全課にも相談すること。

(6) 経理

- ア 当該小規模保育事業専用の独立した口座を設け、その他の事業の会計と区分してください。なお、市から依頼があった際は、会計年度ごとの現況報告書及び決算関係書を提出してください。
- イ 月次、年次の決算処理や日々の現金の出納管理など、適正な経理処理を行うこと。

(7) 通常保育以外の保育サービス

次の事業は、「子ども・子育て支援新制度」において地域子ども・子育て支援事業として位置づけられており（ウを除く）、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、実施するものです。事業実施を希望する場合は、事前に千葉市と協議が必要となります。なお、補助型の募集で選考を行う場合は、ア～ウの事業を実施する事業者を選考上加点することとし、特にウについて重点的に加点いたします。

ア 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において保育を実施する事業。

イ 一時預かり事業（余裕活用型・一般型・基幹型）

通常保育とは別に確保したスペースにおいて、家庭において保育することが一時的（月数回）又は断続的（週に2～3日）に困難となった乳幼児に対し、必要な保育を行う事業。以下の（ア）～（ウ）に分かれる。

（ア）余裕活用型

利用定員の範囲内で、不定期利用児童の受け入れを行うものをいう。

（イ）一般型

余裕活用型以外のもの（一時預かり用の定員を定めるもの）をいう。

（ウ）基幹型

一般型のうち、土曜日・日曜・祝祭日（1月1日～3日を除く）にも一日あたり9時間以上児童の受け入れを行うものをいう。

※（ア）～（ウ）のいずれも、利用児童に応じて面積や人員等の基準を満たす必要がある。

※3歳以上児の一時預かりを実施する場合は、3歳未満児のスペースと区画する等工夫をする。

ウ 休日保育

保育所等に入所しており、休日に保育を必要とする乳幼児を、休日に預かり、必要な保育を行う事業。（※小規模保育事業の一環として実施。公定価格上の加算に加え、市単独の上乗せ補助を行っています。）

※ 事業所に空きがある場合であっても、市が入所決定をした児童以外に、イ以外の私的契約による児童の預かりは認められません。

(8) 苦情処理

苦情解決の仕組みを整備すること（苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置等）。

(9) 個人情報の保護について

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令に準じ、適切に取扱うこと。

(10) その他の注意事項

- ア 保護者会の設置を妨げないこと。
- イ 保護者が了承した実費徴収以外の費用負担を求めないこと。実費徴収を検討している場合は、あらかじめ具体的な内容について市に相談すること。
※ 特定負担額（上乗せ徴収）については、原則として認めておりません。
- ウ 運営委員会を設置すること（社会福祉法人・学校法人以外）。
- エ 千葉市の認可事業であることに鑑み、本募集要項に記載した内容以外について

も隨時指示・指導があるので、適切に対応すること。(事業者として決定されたあとに、その旨の誓約書を提出していただきます。)

5 職員配置について

職員配置の基準については、別添2を満たすこと。なお、管理者は専従とすること(非常勤勤務や他施設との兼務は不可。事業者として決定された後に、その旨の誓約書を提出していただきます。)。

また、管理者については、認可保育所、幼稚園、認定こども園又は家庭的保育事業等において、3歳未満児の担任経験を含み、通算10年以上の勤務経験を有することが望ましい。(必須ではありません)

なお、安定的な事業所運営を図るため、法人都合により短期間で管理者又は保育業務従事者を変更しないこと。特に、施設長は、開園から3年間は、法人都合により変更しないこと。同様の理由により、認可事業としての開始から3年を経過していない市内施設・事業所から、施設長・管理者を異動させ、本件申請に係る管理者予定者とすることは、原則不可。

6 申請手続きについて

(1) 応募資格

別添1のとおり。ただし、原則として、「2 施設整備について (1) 施設整備について」において、耐震診断や遵法性調査が必要な場合は、応募までにその結果を示すこととする。

(2) 申請手続き

ア 受付場所

〒260-8722

千葉市こども未来局こども未来部幼保支援課

千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター9階

電話番号 043-245-5977

イ 受付期間

令和2年7月29日（水）から7月31日（金）まで

ウ 申請書類等

別添4のとおり

エ 申請方法

新型コロナウィルス感染拡大防止のため、可能な限り郵送により申請をしてください。なお、未着や遅延等により受付期間を経過した場合は、理由を問わず応募を受け付けません。

申請書の持参を希望される場合は、あらかじめ電話で日時を予約の上、お越しください（土・日・祝日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時45分まで受付）。予約をしない場合は、対応できない可能性があります。

(3) 事前相談・質問等

ア 事前相談

随時受け付けを行っております。途中段階でも構いませんので、なるべくお早目に御相談ください（要電話予約）。なお、以下の期日までに事前相談を行わない場合や、事前相談の最終日時点での準備状況から、令和3年4月1日までの開園が明らかに困難と判断した場合は、原則として申請を受け付けません。

（ア）事前相談①：物件の概要（住所、建物の概況等）、図面（改修前のもので可）、予定定員の申告

令和2年7月10日（金）まで

(イ) 事前相談②：申請書一式を作成し、内容について確認

令和2年7月28日（火）まで

※ 参考：申請までの平均相談回数 3～5回程度

※ 軽微な相談・問い合わせにつきましては、原則電話、電子メール等により行うこととします。ただし、必要に応じて来庁をお願いすることもあります。

イ 質問

質問については、質問票（別添5）を使用し、申請書提出期限の1週間前までに提出してください。回答については、取りまとめの上、幼保支援課ホームページで公表します（質問者の氏名等の公表は行いません）。

（4）応募及び整備スケジュール

ア 事前相談① 令和2年6月4日（木）から7月10日（金）まで

イ 事前相談② 令和2年7月13日（月）から7月28日（火）まで

ウ 申請書提出期間 令和2年7月29日（水）から7月31日（金）

まで

（土・日・祝日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時45分まで受付）

エ ヒアリング等 令和2年8月下旬から9月中旬予定

オ 審査結果通知 令和2年9月中旬予定

カ 補助金交付申請※▲令和2年9月以降（結果通知後、速やかに）

キ 施設整備※▲ 補助金交付決定後から令和3年3月上旬まで

ク 市の完了検査 令和3年3月10日までに実施（厳守）

ケ 認可手続き 令和3年3月下旬予定

コ 事業開始 令和3年4月1日

※ 都合により、日程等を変更する場合があります。

※▲ 自主整備型については、補助金交付に係る手続きが生じないため、施設整備の開始時期についての制限はありませんが、完了検査の期日を厳守するよう、十分な工期を確保してください。

（5）ヒアリング等について

提案書に沿い、事業所設置予定場所の現地確認、及び2回程度のヒアリングを実施します。ヒアリングの日時は指定させていただきますのでご了承願います。実施にあたっては、管理者予定者及び原則として法人代表者が出席してください。

なお、管理者予定者の適格性等を含めて選考を行いますので、申請書提出後に管理者を変更することは原則認められません。やむを得ず管理者を変更する場合は、再度ヒアリングを行いますが、その結果によっては事業予定者としての決定を取り消すことがあります。

（6）その他

ア 申請書類の提出は、郵送を基本とします。なお、未着や遅延等により受付期間を経過した場合は、理由を問わず応募を受け付けません。

イ 提出された資料の内容の変更は認めません。ただし、市が必要と認めたときは、追加・補正資料の提出、内容の再説明等を求める場合があります。

ウ 法人の本店（本部）、小規模保育事業実施予定か所及び現在経営している施設等の現地確認を行う場合があります。

エ 本申請に係る一切の経費は、応募者の負担とします。

また、建築確認申請を含めた施設整備に係る費用及び開園前の職員の研修費用等法人の運営に係る費用は全て応募者の負担とします。

オ 審査結果等の問い合わせはご遠慮ください。

カ 提出された申請書類の中で、不開示を希望する情報がある場合は、当該情報及び不開示を希望する理由を記載した文書を提出してください。ただし、不開示を希望した場合であっても、開示請求があった場合は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）に基づき、千葉市として客観的に判断し決定します。

キ 市に提出された申請書等は、返却いたしません。

ク 次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

- (ア) 申請書等が提出期限に遅れて提出された場合
 - (イ) 申請書等が本募集要項に記載の要求基準を満たさない場合
 - (ウ) 申請書等に虚偽の記載があった場合
 - (エ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - (オ) その他、関係法令及び本要項に違反すると認められる場合
- ケ 他の法人からの贈与を見込む場合や法人財産の取り崩しを行う場合は、当該法人・所轄庁の証明・許可等を受けてください。
- コ 営利法人が申請する場合は、市が委託する民間調査会社による企業信用調査を実施します。
- サ その他必要に応じ、関係機関（官公庁・金融機関等）へ問い合わせを行うことがあります。
- シ 審査結果通知により整備事業予定者として決定された場合であっても、その後、本要項、添付資料及び条例等の関係規定に基づいた整備を行えなかった場合、整備事業予定者としての地位を取り消す場合があります。
- ス 小規模保育事業の整備を行うにあたり、千葉市保健所（調理設備関係）及び千葉市消防局（防火設備関係）との相談をしてください。

小規模保育事業の整備及び運営を円滑に進めるためには、地元町内自治会、近隣住民等の理解と協力が必要になりますので、原則として申請前に整備計画の説明を行い、理解と同意を得るよう努めてください。なお、事前相談時に進捗状況を確認させていただきます。

事前説明の実施内容については、「近隣への事前説明状況に係る調書（様式第28号）」で報告していただきます。整備事業予定者として決定された後についても同様の説明（決定されなかった場合は、その旨の説明）を行ってください。

整備事業予定者として決定された後、以下に該当する場合には決定を取り消すことや、開園の延期、入所児童数の制限などを行うことがあります。

- 当初計画の概略配置図・平面図や資金計画、提案内容等に大きな変更があった場合
 - 管理者予定者を変更した場合
 - 施設整備や職員確保の進捗状況により、申請上の開園予定日での開園及び入所児童の受け入れに支障をきたす恐れがある場合
- （例）建築確認申請や用途変更、違法性調査など建築法令上の手続が遅延している場合
- （例）整備施工業者の決定が、当初計画より大幅に遅延している場合
- （例）保育従事者等の人員の確保が見込まれない場合
- （例）連携施設の設定が見込まれない場合

7 補助制度等について

（1）小規模保育事業整備の補助制度

別添7のとおり。なお、国の令和2年度補助要綱等が提示されていないことから、補助内容や金額が変更となる可能性があることに御注意ください。

（2）小規模保育事業の運営に係る補助金

ア 納付費

小規模保育事業の納付費については、事業所の規模・職員配置状況等に応じて概ねの額を試算できるソフトが内閣府のホームページ（※）に掲載されておりますので、ご覧ください（本要項発出時は、令和元年度の金額ベースのものとなっておりますので御留意ください。）。

※<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigvousya.html>

実際に市から支給される給付費の金額は、公定価格から利用者負担額を差し引いた金額になります（利用者負担額は、利用者の市民税課税額等に応じて本市が決定し、当該負担額を、各事業者が利用者から徴収します。）。また、給付費を受けるためには、基準条例のほか、確認制度に係る「千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の要件を満たし、給付対象事業所であることの「確認」を受ける必要があります。

- イ 小規模保育事業の運営に係る補助金
配置基準補助金、施設運営等改善補助金など。（別添8を参照）
※ 平成29年10月から保育士の処遇改善（本市独自の給与上乗せ）を行っています。

8 研修について

小規模保育事業（B型・C型）における、家庭的保育者又は保育士資格を有しない保育従事者向けの研修を、令和2年7月から令和3年3月にかけて、市主催で2回実施する予定です。無資格者は必ずこの研修を受講してください。

なお、年度途中で職員の入れ替えがあった場合についても、研修受講は必須です。

また、本市では、認可事業を運営する事業者（予定者を含む。）に対し、認可事業の実施にあたっての注意点等について、事業開始前及び開始後に研修を実施しますので、必ず受講してください。

9 選考について

（1）選考基準

「千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の基準に基づき審査をします。

【基本項目】

| 審査基準 | |
|-----------|-------------------------------|
| 運営主体の適格性 | 経済的基礎があること |
| | 経営者が社会的信望を有すること |
| | 実務担当役員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること |
| 職員配置の適切性 | 研修の機会を確保していること |
| | 必要な職員数を配置していること |
| | 職員の労働条件・給与に対する考え方方が適切であること |
| 運営・管理の適切性 | 利用者の人権に配慮し、人格を尊重した運営を行えること |
| | 連携施設を確保していること |
| | 保育の内容について、保育所保育指針に従うこと |
| | 保護者と密接な連絡を取ること |
| | 個人情報の保護について対策が講じられていること |
| | 苦情対応のための仕組みが整えられていること |
| 施設・設備の適切性 | 児童が心身ともに健やかに育成できる環境であること |
| | 施設基準に適合していること |
| | 必要な設備を設けていること |
| | 保健衛生及び危害防止が考慮されていること |

【加点項目】

| | |
|-------------|-----------------|
| その他必要と認める事項 | ・運営の質 ・施設の環境 |
|-------------|-----------------|

(2) 選考方法について

千葉市は、小規模保育事業整備事業者について「千葉市社会福祉審議会」に諮問し、答申を受けて整備事業予定者を決定します。

審議会において、「不適」との答申があった場合には、整備事業予定者として本市が決定しない場合があります。

10 その他

- (1) 本募集要項の記載内容については、国及び千葉市の制度改革に伴い変更する場合があります。
- (2) 本募集要項に定めのない事項又は疑惑が生じた際は、千葉市と協議し定めることとします。
- (3) 小規模保育事業の開始後も、千葉市が運営・保育内容・会計処理等について指導を実施した場合には、その指導に従っていただきます。
- (4) 不測の事態により事業の実施が困難となった場合、募集を中止することがあります。

問い合わせ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港2-1千葉中央コミュニティセンター9階

千葉市こども未来局こども未来部幼保支援課

電話：043-245-5977 FAX：043-245-5629

Eメール shien.CFC@city.chiba.lg.jp

ホームページ 「小規模保育」「千葉市」で検索

(https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/shien/syoutkibo_hoikujigouseibi.html)